

度会町保育所給食調理等業務委託にかかる プロポーザル実施要領

1 実施要領について

度会町（以下「町」という。）では、町立保育所の給食調理等業務を平成 29 年度から民間事業者へ委託している。また、委託業務を実施する民間事業者の選定にあたっては、経営能力や技術能力等を活用することにより、委託業務の安全性及び効率性を確保するため、プロポーザル方式を採用する。

この要領は、調理業務等委託に係る選定に関して必要な事項を定めたものである。

なお、本実施要領に併せて配布する次の資料も一体の資料とし、これらの全資料を含めて「実施要領等」とする。

仕様書：町が事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

2 業務の概要

① 事業名称

度会町保育所給食調理等業務委託

② 対象施設

別紙仕様書のとおり

③ 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

④ 業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間

準備期間中に保育所給食室での作業等を行う必要がある場合は、当該期間中の保育所給食の供給等に支障がないことを確認のうえ行うものとする。

⑤ 受託者決定方式

プロポーザル方式

⑥ 対象者及び食数等

別紙仕様書のとおり

⑦ 業務委託料(上限価格)を設定します。

107,556,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

なお、業務委託料は 3 年間の委託料の総額とする。(ただし、準備期間の費用は無償とする。)

3 参加資格

① 参加資格

(1) 参加資格要件

参加は次の要件を満たしていること。

- ア 参加表明書の提出日において、度会町の入札参加資格者名簿に登録があること。
- イ 本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有しており、町が示す仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- ウ 「保育所における食事の提供ガイドライン（厚生労働省：平成 24 年 3 月）」等に基づき、安心かつ安全で良質な給食の提供が可能であること。
- エ 受託事業者は、三重県内又は近県に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを有する事業者で、履行場所に 2 時間以内で到着可能かつ即時対応の体制が確立されていること。
- オ 保育所給食共同調理場施設での調理業務、または集団給食業務の受託実績を 3 年以上有していること。
- カ 過去 3 年以内に保育所給食で食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- キ 保育所給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。

② 参加に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

参加事業者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

選定に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。

(3) 提出書類の取り扱い

提出された書類については、追加修正を認めない。また、返却しない。

(4) 資料の取り扱い

町が提示する資料は、選定に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(5) 失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 一の事業者が複数の提案を行った場合
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ウ 著しく信義に反する行為があった場合

(6) その他

- ア 町が提示する資料及び回答書は、本要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- イ ここに定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、事業者に通知する。

4 選定にかかるスケジュール

受託事業者は、プロポーザル方式で選定する。

実施スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、受付等は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日には行わない。

公表	令和 7 年 9 月 5 日（金）
質問の受付期限 参加表明書の提出期限	令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時
質問の回答	令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時
提案書類の提出期限	令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 5 時
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 7 年 10 月 29 日（水）
最終結果通知	令和 7 年 11 月上旬から 11 月中旬
委託業務開始準備	決定後から令和 8 年 3 月 31 日
委託による給食開始	令和 8 年 4 月

5 質問の受付・回答

本実施要領等の内容に関する質問は、次のとおり受け付けます。また受け付けた全ての質問に対する回答を期日までに参加表明書を提出した企業にメールにて回答する。

① 質問の提出方法

質問書（別記様式第 1 号）に内容を簡潔にまとめて記載し、E-mail 又は FAX により提出すること。

② 受付期限 令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時（随時受付）

③ 回答期日 令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時

④ 提出先 度会町 保健こども課 こども・障がい係

FAX : 0596-62-1138 E-mail : kodomo@town.watarai.lg.jp

6 参加表明書の提出

① 提出期限

令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時まで

② 提出場所

度会町 保健こども課 こども・障がい係（三重県度会郡度会町棚橋 1215 番地 1）

③ 提出方法

郵送又は直接持参するものとし、E-mail 又は FAX での提出は認めない。

7 書類の提出

次に基づいて提出等すること。

① 受付（提出）期限

令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 5 時まで

② 提出書類

提出書類	部数
会社等の概要調査票（様式第2）	6部
直近の決算書（貸借対照表及び損益計算書を含む）	6部
会社概要書（パンフレット等）	6部
食中毒等の事故発生の場合の損害賠償責任保険加入状況（様式第3）	6部
企画提案書（様式第4の1～6）	6部
食品衛生法による行政処分がないことの証明（任意様式）	1部
納税証明書	1部

③ 提出先

度会町 保健子ども課 子ども・障がい係(三重県度会郡度会町棚橋 1215 番地 1)

④ 提出方法

(1) 郵送又は直接持参するものとし、E-mail 又は FAX での提出は認めない。

(2) 提案書の書式

(i) 11 ポイント以上、MS 明朝、A4 判用紙、横書き、左綴じ、ページ番号を付けること。

(ii) 提案書（様式第4号関係）の枚数は30枚以内とし、表紙は含まないものとする。

(3) 無効（失格）となる提案書

(i) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

(ii) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(iii) 虚偽の内容が記載されているもの

(4) 見積書

(i) 見積金額欄は、年度ごとに要する見積額を記載すること。また、総額については3年間の合計を記載すること。

(ii) 仕様書に基づき作成すること。

(iii) 見積書に記載する委託料の額は、光熱水費・食材料費を含まない。また取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

8 プレゼンテーション及びヒアリング審査

提案書内容に基づいた、プレゼンテーション及びヒアリング審査を以下のとおり実施する。

① 実施日時 令和7年10月29日（水）（詳細は後日別途通知）

② 審査場所 三重県度会郡度会町棚橋 1215 番地 1
度会町役場 2階 大会議室

③ 実施時間 30分以内（プレゼンテーション 20分程度、ヒアリング 10分程度）

④ 出席者 3名以内

- ⑤ 準備品 パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。
プロジェクター・スクリーンが必要な場合は事前に連絡をすること。

9 審査方法

① 選定委員会の設置

度会町保育所給食調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が最優秀提案の選定審査を実施する。

② 審査方法

(1) プロポーザル方式により選定する。

(2) 書類審査及びヒアリング審査の実施

選考委員会は書類審査及びヒアリング審査を行うこととし、別に定める受託事業者選定審査基準に基づき採点し、総合得点の最も高い提案書を選定する。

ア 提案内容の基礎審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の（i）から（iii）までの項目を満たしていることを確認する。

- (i) 提案書全体について、同一項目に対する2通り以上の提案又は提案事項間のごや矛盾がないこと。
- (ii) 提案書全体について、様式集に従った構成となっていること。
- (iii) 当該提案は、各様式に示す提案の項目内容が仕様書を満たしていること。

イ 提案書の選定方法

選定委員会は、提案書に記載された内容等を評価し、各委員の得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

(1) 優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(2) 選定結果は参加事業者全てに通知する。

(3) 契約の締結

町は、優先交渉権者と契約締結交渉を行う。当該交渉が不調のときは、得点の高い事業者の順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

なお、本事業に係る予算が成立しない場合には、契約を締結しないものとする。

(4) 審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」とし、再指名することができる。

(5) 委託業者選考審査項目

審査項目	配点
会社概要	5点
保育所給食に対する基本的な考え方	5点

安全衛生管理体制	7. 5点
調理従事者に対する研修計画	5点
調理従事者の配置計画	7. 5点
業務遂行能力	5点
業務委託料	5点

③ 事務局

選定の事務を行う事務局は、次のとおりとする。

度会町 保健こども課 こども・障がい係

〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215 番地 1

(TEL : 0596-62-2413 FAX : 0596-62-1138)